

令和 8 年 第 4 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和8年第4回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和8年4月22日（水）						
招 集 の 場 所	志布志市役所有明庁舎　3階会議ホール						
開閉会の日時 及　　び　宣　言	開　会	令和　8　年　4　月　22　日　　　午前　9　時　30　分					
	閉　会	令和　8　年　4　月　22　日　　　午前　10　時　31　分					
応（不応）招 委　員　並　び　に 欠　席　委　員 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 公　公務欠席	議　席 番　号	氏　　　　　　名	出欠 の別	議　席 番　号	氏　　　　　　名	出欠 の別	
	1	上野　克比古	○	11	神宮司　順子	○	
	2	福岡　裕幸	○	12	畑山　豊子	○	
	3	有馬　實彦	○	13	宮脇　茂樹	○	
	4	萩迫　修作	○	14	平井　利昭	○	
	5	吉野　寅三	○	15	坪山　博志	○	
	6	坂中　則雄	○	16	平川　眞由美	○	
	7	柳井　義郎	○	17	福岡　剛	○	
	8	宮脇　勇	○	18	中之内　瑞穂	○	
	9	隈元　健二	○	19	小園　広行	○	
	10	栢山　信彦	○	20	福留　幸嘉	○	
	会議録署名委員	席　番　16　番		平川　眞由美		席　番　17　番	福岡　剛
職務のため出席 した者職氏名	事務局長		高野		事務局次長		圖師
	農地G S L		仮屋		主任主査		牛込
	主　事		花木		主　事		中吉
	主　事		河野				
委員会日程名	別紙のとおり						

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	鎌田 勝利	○
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第24号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第26号 非農地証明願の承認について 議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第28号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について 議案第29号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
-----------------------	---

議長	萩迫	ただいまから、令和8年第4回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田推進委員、工藤推進委員、圓福推進委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番16番、平川委員と、席番17番、福岡剛委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	〇〇さんの分ですが、数人に当たっているのですが、やはり金額が折り合いません。 〇〇さんは、自分の申し出ている金額で、どうしても売りたいということで、話をしているのですが、なかなか見つかりません。 引き続き、活動していきたいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、福岡裕幸委員の報告を2件まとめてをお願いいたします。
委員	福岡裕幸	まず、〇〇さんの分ですが、近隣の耕作者等を中心に活動したのですが、状況等が悪く、買い手を見つけることができませんでしたので、〇〇さんと相談の上、あっせんを打ち切りたいと思います。 続きまして、〇〇さんの分ですが、現在活動している中で、2筆のうち1筆については、買い手がつきそうなので、来月には報告できる予定です。もう1筆については引き続き活動を継続していきたいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただいま、福岡裕幸委員から、〇〇さんの申し出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって報告どおり打ち切りといたします。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	〇〇さんの分ですが、今話をしているところの方が、まだ退院してないということで、それを待ってまた相談したいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	3月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、現在圃場の周囲の状況とかですね、希望価格の調整を含めて、〇〇さんをお願いをしているとこ

議長	萩迫	ろで、引き続き活動을續けて参ります。
		はい、ご苦労さまでした。
		次に、私の関係分について報告いたします。
会場 議長	委員 萩迫	3月16日、有明地区公民館にて、志布志市農業再生協議会総会に、25日、鹿児島市にて、鹿児島県農業会議第109回通常総会並びに農地利用最適化推進検討会に、30日、志布志庁舎にて、農業公社研修希望者決定審査会に、4月1日、事務局にて、辞令交付式並びに事務打合せに、3日、伊崎田F A製茶工場にて、茶機械施設落成式に、8日、事務局にて、議案打合せを行いました。以上で、報告を終わります。
		次に、日程第4、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、5ページ、番号49番について審議いたします。番号49番は、令和8年第3回定例総会のあっせん成立番号7番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
会場 議長	委員 萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号50番について審議いたします。番号50番は、令和8年第3回定例総会のあっせん成立番号6番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
		(会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
会場 議長	委員 萩迫	次に、6ページ、番号51番について審議いたします。番号51番は、令和8年第3回定例総会のあっせん成立番号5番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
		(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
		次に、番号52番について審議いたします。番号52番は、令和8年第3回定例総会のあっせん成立番号4番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 53 番について審議いたします。番号 53 番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場 議長 事務局	萩迫 花木	(〇〇氏 入室) それでは、事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 53 番について、ご説明申しあげます。議案書は、6 ページ、総会資料は、9 ページから 11 ページです。 譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、鹿屋市串良町上小原にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、令和 8 年第 3 回総会で審議された 5 条申請の一般住宅転用の残地でございます。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、新規就農でございます。 譲受人の〇〇さんは認定農業者ではなく、現在は志布志市外にお住まいのため本日はご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。 〇〇さんの経営状況につきましては、総会資料 10 ページ・11 ページのとおりでございますが、申請地には、自家消費分の野菜を栽培する予定とのこととです。 また、農機具等は保有しておりません。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 委員	萩迫 池袋	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 〇〇さん、遠いところからご苦労さまです。 この残地に野菜を作られるっていうことですけど、どんなものを作られますか。
会場	〇〇	まだはっきりとは決めてはいないですけど、なんかちょっとずつ何か自分で食べるものを作っていければいいなと思っています。 せっかく今回住宅用地の残り部分の畑ですので、しっかり管理していきたいと考えています。
委員 会場 議長 会場 議長	池袋 〇〇 萩迫 委員 萩迫	では、しっかりと管理をお願いいたします。 はい。 他にご意見ございませんか。 (会場 なし) 他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。

会場 議長	萩迫	お忙しいところ、ありがとうございました。 (〇〇さん 退席)
		他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		次に、7 ページ、番号 54 番について、審議いたします。番号 54 番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長 委員	萩迫 池袋	(〇〇委員 退席) それでは、池袋委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 54 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、12 ページをご覧ください。 譲渡人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、車で 1 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと 2 人で、甘藷と水稻を主に栽培しており、申請地にも甘藷・水稻を作付する予定とのことです。 また、トラクター 6 台、タイヤショベル、2 t ダンプ、軽トラック 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
		議長 萩迫
		会場 委員
		議長 萩迫
		ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
		(〇〇委員 入室)
		次に、番号 55 番について、審議いたします。それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。
		会長より依頼のありました番号 55 番を報告いたします。
会場 議長 委員	萩迫 吉野	議案書は、7 ページ、総会資料は、13 ページから 16 ページです。 譲渡人は、鹿屋市寿〇丁目にお住まいの〇〇さん、84 歳で、譲受人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さん、35 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、現在は 10 分ぐらいかかるとおもいますが、将来的には、

		1 分のところになると思います。隣でございます。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、新規就農でございます。 〇〇さんは、新規就農者で、この土地には、現在、持ち主の〇〇さんが梅とみかんを植えられて、今はちょっと荒れた状態でございますが、隣の一軒家の空き家がございまして、そこを〇〇さんが購入し、金融機関、リフォーム会社と契約をする中で、この土地と一緒に買ってもらわないと、農地が袋小路になるからということで、今回の3条申請となったところです。 譲受人の奥さんの姉が、ピーマン農家でございまして、手伝いをいただきながら、みかと梅の管理をする予定とのことでございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、今回の許可がでないということで、今ストップ状態になっているところでもございますので、どうかそのことはよろしくお願いがあったところでございます。 以上の状況から、また周囲の状況からも、何ら問題はないところでございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 56 番について、審議いたします。それでは、福岡剛委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡剛	会長より依頼のありました番号 56 番を報告いたします。 議案書は、7 ページ、総会資料は、17 ページから 18 ページです。 譲渡人は、長崎県五島市にお住まいの〇〇さん、76 歳で、譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、38 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、車で3分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、新規就農でございます。 〇〇さんは、株式会社〇〇の役員で、芝を主に栽培しており、申請地にも、芝を作付するとのことです。 トラクター10 台、芝刈り機 6 台等を、株式会社〇〇で保有しています。 〇〇さんは、新規就農者で、5 年以上継続して耕作する旨の誓約書と営農計画書を添付しての申請となっております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも、支障はないと思われま。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 57 番について審議いたします。それでは、坪山委 員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼のありました番号 57 番を報告いたします。 議案書は、8 ページ、総会資料は、19 ページから 21 ページでございます。 譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さん、77 歳で、譲受人は、同じく有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇にお住まいの〇〇さ ん、26 歳でございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございますが、この土地は、 議案第 25 号で審議します第 5 条申請の議案書の 15 ページの番号 9 番の残地 になります。 譲受人宅から、車で約 15 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、 新規就農でございます。 〇〇さんは、新規就農であり、認定農業者ではありませんが、世帯人として は、本人と奥さんの夫婦でございます。 申請地には、甘藷を作付する予定とのことでございます。 また、農機具等は、耕運機 1 台を保有しております。 特記事項としまして、営農計画書も提出され、5 年以上継続して耕作する 旨の誓約書も添付されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 58 番について、審議いたします。それでは、上野委員の報告 をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました番号 58 番を報告いたします。 議案書は、8 ページ、総会資料は、22 ページでございます。 譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりであります。 譲受人宅からは、約 2 km のところにあります。

		申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦でイチゴと水稻を作付けしております。 申請地には、すでにもう水稻が作付けされておりました。 トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を保有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 59 番について、審議いたします。それでは、平井委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼のありました番号 59 番を報告いたします。 議案書は、8 ページ、総会資料は、23 ページから 25 ページです。 譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、3 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、旦那さんと 2 人で、かぼちゃを栽培しており、申請地には、甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター2台、甘藷用機械一式を保有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、9 ページ、番号 60 番から、番号 62 番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 60 番から番号 62 番までにつきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	平川	それでは、平川委員の報告を 3 件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 60 番から番号 62 番を報告いたします。 議案書は、9 ページ、総会資料は、26 ページから 28 ページです。 まず、番号 60 番の譲渡人は、神奈川県横浜市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 法人事務所〇〇事務所からは、車で 20 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 61 番の譲渡人は、福岡県北九州市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 60 番と同じく株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 62 番の譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 60 番、番号 61 番と同じく株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表と作業班 7 人の常時雇用者で、お茶を主に栽培されており、申請地にもお茶を作付する予定とのことです。 また、トラクター 1 台、乗用巻き取り機 2 台、摘採機 3 台、肥料散布機 1 台、防除機 1 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 60 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号 61 番につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 62 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、10 ページ、番号 63 番について、審議いたします。それでは、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号 63 番を報告いたします。 議案書は、10 ページ、総会資料は、29 ページです。 譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、500mのところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、夫婦 2 人と従業員 6 名で、芝と甘藷を栽培しており、申請地には、芝が植えてありました。 また、トラック 10 台、タイヤショベル、トラクター 4 台を保有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 64 番について、審議いたします。それでは、垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	会長より依頼のありました番号 64 番を報告いたします。 議案書は、10 ページ、総会資料は、30 ページです。 譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、歩いて 3 分のところにあります。

		申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛を飼育しており、牧草を主に栽培しており、申請地にも牧草を作付する予定とのことです。 また、トラクター5台、田植え機1台を保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 65 番について、審議いたします。それでは、脇田委員の報告ですが、欠席のため事務局での報告をお願いいたします。 脇田委員に代わりまして番号 65 番を報告いたします。 議案書は、11 ページ、総会資料は、31 ページから 33 ページです。 譲渡人は、松山町新橋豊留集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町新橋豊留集落にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、1・2分のところにあります。 申請事由は、親子間による贈与・受贈でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥様と二人で甘藷、ジャガイモ、人参を栽培しており、申請地にもジャガイモ、人参を作付けする予定とのことです。 また、トラクター4台、ダンプ、軽トラ、管理機等保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、11 ページ、番号 66 番について、審議いたします。それでは、福留委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 66 番を報告いたします。 議案書は、11 ページ、総会資料は、34 ページです。 譲渡人は、長崎県五島市岐宿町松山にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にあります有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
事務局	花木	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	福留	

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	申請地は、議案書に記載されているとおりです。 有限会社〇〇からは、車で10分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員7名、臨時雇用4名で、水稻と甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター5台、コンバイン2台、田植え機2台、ハーベスター2台を保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、13ページ、番号5番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。 委員 神宮司 議案第24号、番号5番について報告いたします。 調査日は、4月7日、調査員は、宮脇茂樹委員、竹吉委員と私、神宮司でした。事務局より2名、農政畜産課より2名の同行がありました。 譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町野井倉〇〇番地に事務所のある株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんと本人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書13ページ、総会資料36ページから38ページのとおりです。 場所は、志布志市役所有明支所から南へ約200mのところにあります。 〇〇からも同じく200mぐらいのところですよ。 用途区分変更の目的は、ニンジン、じゃがいも等の作物を作付けされており、その野菜等の選果場です。 その他として、選果場施設の周りは、20cmほどの盛土を行い、土留工として、小型擁壁を設置し、雨水は溜め桝から水路へ、汚水処理は合併浄化槽へ流すとのことでした。 申請地の農地区分は、農用地区域内の農地であり、農用地利用計画で指定
--	--

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかとこの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場　なし) ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場　異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、15ページ、番号8番を審議いたします。 現地を調査された谷宮委員の報告をお願いいたします。 議案第25号、番号8番について報告いたします。 調査日は、4月7日、調査員は、栢山委員、平川委員と私、谷宮でした。 事務局より2名の同行がありました。 譲渡人は、鹿児島市桜ヶ丘〇丁目〇番地〇の〇〇さんです。 譲受人は、曾於郡大崎町神領〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 議案書は、15ページ、総会資料は、39ページから41ページです。 転用目的は、コンテナ置き場です。 申請人は、電気工事業を営み、コンテナ販売会社との取引があり、需要の増加を踏まえて、申請地においてコンテナを展示し、販売を行いたいとの意向でありました。 申請地には、約30センチの盛土をして、砂利を敷き造成する計画であり、周辺環境への影響については緩衝地帯を設けるなど、配慮する旨の説明でした。 なお、東側道路沿いに来客用駐車スペースを設置することでしたので、砂利や土砂などの飛散防止対策を講じるように指導もいたしました。 申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定めた区域内にあるために、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場　なし)
会場 議長	委員 萩迫	
議長 会場	萩迫 委員	

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		次に、番号 9 番を審議いたします。
		現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	議案第 25 号、番号 9 番について報告いたします。
		調査日は、4 月 7 日、調査員は、栢山委員、谷宮委員と私、平川と、事務局 2 名です。
		譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		転用目的は、一般住宅です。
		排水は、北側の畑との間にトラフが入った側溝がありましたので、そちらの方に流すということでした。
		その他として、今回、第 2 種農地なので、第 2 種農地は代替地がないときに限って許可になるとなっているの、今回、3 筆の代替地検討の結果が添付されていました。
		今回の一般住宅の農地は、両サイドを道路に挟まれているのですが、西側の道路が法定外道路のために、東側の道路を入口として、使用しないといけないために、除外面積が 521 m ² になった理由となります。
		申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、都市計画用地区内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		次に、番号 10 番を審議いたします。
		現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	議案第 25 号、番号 10 番について報告いたします。
		議案書は、15 ページ、総会資料は、46 ページから 49 ページになります。
		調査日は、4 月 7 日、調査員は、神宮司委員、竹吉委員と私、宮脇です。
		あと事務局より 2 人の同行がありました。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん他 5 名の方です。
		譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号の志布志市長〇〇さん

		です。 立会人は、みなと振興課の〇〇さんと〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、農業委員会事務局から東方向に進むと県道 63 号、安楽大橋のT字路に出ます。そこを、左へ 100m進み左に曲がり 200m進んだ左側に位置します。株式会社萬來の向かい側になります。 転用目的は、工業団地造成になります。 周囲の状況は、北側は原野、東側は公衆道路、南側は原野、西側は河川です。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第26号、非農地証明願の承認についてを議題とします。
		まずは、18 ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された竹吉委員の報告をお願いいたします。
委員	竹吉	議案第26号、番号3番について報告いたします。 調査日は、4月7日、調査員は、宮脇委員、神宮司委員と私、竹吉です。 申請人は、鹿児島市西田〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、志布志町田之浦蔵園 2845 番 1 で、申請地は、平成7年7月の県道南之郷志布志線改良工事に伴い、分筆された土地であります。 県道の旧道と現道に挟まれた狭小な土地であり、草木が生えて耕作できないとのことです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 7、議案第 26 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 8、議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。
事務局	河野	はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
		議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。
		議案書は、20 ページから 24 ページとなっております。
		まずは、議案書 20 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画(案)は、始期が令和 8 年度の 7 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 31,390 m ² 、畑が 123,614 m ² 、樹園地が 77,966 m ² で、合計しますと 232,970 m ² となっております。農地の地権者数は 41 名、耕作者となる配分予定者は 28 名です。
		借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。
		以上で、議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について説明を終わります。
議長	萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。
		ただいま事務局から説明がありましたが、21 ページ、番号 1 番から番号 2 番までにつきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 2 番までについて、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 3 番から 24 ページ、番号 110 番までと、20 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 8、議案第 27 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 28 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	圖師	議案第 28 号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 26 ページをお開きください。
		番号 8 番の申出者は、曾於郡大崎町にお住まいの〇〇さんで、大阪府和泉市にお住まいの〇〇さんから委任を受けた売買の申出となっております。
		あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。
		あっせん委員につきましては、宮脇勇委員、竹吉委員の指名をご提案いたします。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 9、議案第 28 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 29 号、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	高野	それでは、議案第 29 号、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。
		令和 4 年 2 月 2 日に発出されました農業委員会による最適化活動の推進等に係る経営局長通知に基づき、令和 8 年度の最適化活動の目標を設定するものでございます。
		議案書 28 ページ、農業委員会の状況でございます。1 の農業委員会の現在の体制につきましては、現在の委員の状況を記載しております。
		2 の農家・農地等の概要につきましては、中段の左側の経営体数、並びに中央の農業者数については、直近の農林業センサス等を引用しており、まだ昨年の農林業センサスの結果が発表されていないため、昨年度と変更はございません。
		中段右側の認定農業者等の数、並びに最下段の耕地面積につきましては、令和 8 年 4 月 1 日現在の見込みの数値に修正しております。
		議案書 29 ページ、最適化活動の目標でございます。

		1の最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、30ページ、(3)新規参入の促進の3項目について、現状及び課題、目標を記載、設定しております。 それでは、詳細について説明させていただきます。議案書29ページ、(1)農地の集積、①現状及び課題の「これまでの集積面積」3,830haは、欄外※印3を踏まえ、令和7年度実績を反映しており、「管内の農地面積」で除しますと、集積率は63.4%となるところでございます。 ②目標でございますが、目標年度、集積率は令和7年度と変更等はございません。今年度の新規集積面積は、県が示した141.3haとし、今年度末の集積面積の累計は3,971.3ha、集積率65.8%としています。 次の(2)遊休農地の解消でございますが、①の現状及び課題につきましては、令和7年度実績を反映しております。②の目標のa、緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和7年度と同様、欄外※印に記載されており159haを5で除した31.8haを解消目標面積としております。 また、イ、新規発生遊休農地の解消に係る目標面積は、令和7年度利用状況調査で確認できた73.0haの新規発生農地から、その対象面積から除外できる傾斜地、不整形地、狭小地、接道のない囲繞地等45.8haを除外した面積97.6haを解消目標面積としているところでございます。 議案書30ページ、(3)の新規参入の促進でございますが、①現状及び課題については、令和8年4月1日現在で記載しております。 ②の目標につきましては、令和2年度から令和4年度を過去3年度として、平均値を算出し、その10分の1を当該目標面積としております。 次の2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりのひと月の活動日数目標を令和7年度と同様の10日としております。 (2)活動強化月間の設定目標については、10月から12月の3か月を活動強化月間と位置づけ、10月を、利用意向調査及び遊休農地解消の働きかけ、11月・12月を、リレーションシップ活動、いわゆる戸別訪問を中心に強化していただきたいと思いますと考えております。 (3)新規参入相談会への参加目標につきましては、年1回を目標とし、その内容につきましては、農業公社研修生を励ます会への参加としておりますが、必要に応じ関係団体が主催する相談会等への参画のほか、農業公社と連携した活動等に参画していきたいと考えております。 以上で、議案第29号、令和8年度最適化活動の目標の設定についての説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	

議長 萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 10、議案第 29 号、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。
-------	--

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員